	大字番号 / 5
申立ての内容	申立てへの対応
【評価項目】 1 全体評価	【対応】 原案のとおりとする。
も、それを具体化する重点施策は検討段階にとどまっており、教育研究組織の見直しや全学委員会の精選についても、同様に検討段階にとどまるなど、取組に遅れが見られ、早急な対応が求められる。 【申立内容】 削除願いたい	【理由】 重点施策については、平成17年度中に策定する計画が、策定まで至っていないこと、教育研究組織の見直しについては、中期目標で掲げており、そのプロセスとしているが検討が十分ではないこと、全学委員会の精選については、改善策の検討にとどまっており、平成18年度におり、平成18年度時点において年度計画を十分には実施しておらが見られると判断されるため。

申立ての内容 申立てへの対応 【評価項目】 【対応】 2 項目別評価 原案のとおりとする。 (1)業務運営の改善及び効率化 【理由】 【原文】 教育、研究、社会貢献に関する6年間の

【法人による自己評価と評価委員会の判断 が異なる事項】

年度計画【 - 1) - イ】「教育、研究、社会貢献に関する6年間の重点施策を戦略会議で検討し、経営協議会、教育研究評議会で審議し、役員会で決定する。」(実績報告書57頁)については、重点施策(アクションプラン)の策定に至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。

【申立内容】 削除願いたい

【理由】

確かにアクションプランの承認は平成18年6月であり、17年度中の策定ではないが、提出済の第4回経営協議会(18年3月15日開催)資料に基づきご議論いただき、同用である。議事要旨(資料に基づきまえ、資料に記載の「本日の意見を踏まえ、資料に記載の「本日の意見を踏まえ、ウは、学内で修正の上決定し、その結果を報うしたのという趣旨であり、外部の判断により、第1の経営協議会で最終的な承認をいたが、含の経営協議会で最終的な承認をいただくこととしたものである。

教育、研究、社会貢献に関する6年間の 重点施策を決定するという年度計画が達成 されていないため。

申立ての内容

【評価項目】

2 項目別評価

(1)業務運営の改善及び効率化

【原文】

【法人による自己評価と評価委員会の判断 が異なる事項】

年度計画【 - 2) - オ】「前年度に をリストアップし、改善する。」(実績 報告書59頁)については、中期計画にお いて「全学的な運営のための委員会を精 選し、効率的かつ機動的な運営が実施で きる体制を平成17年度までに構築する。 」こととされているが、検討にとどまっ ていることから、年度計画を十分には実 施していないものと認められる。

【申立内容】

削除願いたい

【理由】

中期計画の「平成17年度までに構築」に ついては、16年度の実績報告書に記載のと おり、「年度計画を上回って実施している 」ことから、17年度はもとより16年度にお いて、既に体制は構築されているものと考 えている。その上で、さらにより良い体制 として発展させていくため、また、16年度 の評価委員会による評価結果に「全学委員 会の更なる簡素化について検討することが 期待される」と指摘されたことも踏まえ、 検討を行っているものである。

申立てへの対応

【対応】

意見を踏まえ、下記のとおり修正する。

『年度計画【 - 2) - オ】「前年度に実 施した新たな全学委員会体制の問題点をリ ストアップし、改善する。」(実績報告書5 9頁)については、問題点のリストアップは されているものの、改善策の検討にとどま 実施した新たな全学委員会体制の問題点一っており、年度計画を十分には実施してい ないものと認められる。』

【理由】

検討段階にとどまっており、改善したと はいえないため。